

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 竹中 由紀夫

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、会員各位のご協力のもとより、行政当局のご指導により、公益法人としての業務を順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

さて、昨年10月に発生した鳥取県中部地震は、甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆様には、お見舞い申し上げますと共に、早期の復旧・復興をお祈り申し上げます。

県内の雇用経済状況は、当地震の影響が懸念されるところですが、有効求人倍率の1倍超えが右肩上がりに続くなど、「改善の状況」を示しており、業種によっては人手不足感も出ている状況にあります。

一方、県内の労働災害の発生状況は、今年が最終年となる第12次労働災害防止推進計画の目標値に比べ、依然として厳しい状況にあります。企業としては、労働者が生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう配慮する「安全衛生配慮義務」を負い、これらを履行することを通じて社会的な責任を果たすことが求められています。

このためには、的確な労務管理並びに安全衛生活動の活性化を図るほか、質の良い雇用の確保にもつながる各種休暇の取得促進や時間外労働の削減をはじめとした労働環境の改善・整備を積極的に進めることが重要となっています。

当協会におきましては、本年も会員の皆様の各種取組の一助となりますよう、社会の変化、要請に応じた事業を展開し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この一年が、皆様と会員事業場にとって良い年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詩を申し上げます
2017年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会 長 竹中 由紀夫

副会長 永東 康文、副会長 井木 久博

専務理事 村澤 幸二、ほか 職員一同



鳥取労働局
局長 内田 敏之

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに東・西・中部の各支部の皆様方に、年頭の御挨拶を申し上げます。

また、竹中会長を始め役員並びに会員事業場の皆様には、平素から労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年発生した鳥取県中部を震源とする地震については、被災された方々にお見舞い申し上げます。引き続き、雇用に係る支援や、復旧工事における災害防止に取り組んでまいります。

「ニッポン一億総活躍プラン」における「働き方改革」の実現は、現政権の最大のチャレンジとされており、長時間労働の削減と労働生産性の向上が重要な柱と位置づけられています。

鳥取労働局では、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に向けた「働き方改革」の取組を継続して実施するとともに、労働者の労働条件の確保・改善や安全と健康の確保など、職場環境の整備を積極的に進め、また、女性の活躍推進、仕事と子育ての両立支援など、社会の活力を維持・向上させていくため、円滑な行政運営に当たっていくこととしております。

貴会におかれましては、これまでも労働基準行政の推進について重要な役割を担っていただいているところでありますが、今後においてもより一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々の御発展と会員の皆様方の御活躍を御祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
平成29年元旦

◆鳥取労働局

局 長 内田 敏之、総務部長 岩崎 充

労働基準部長 河野 勲人、監督課長 津田 恵史

健康安全課長 木村 靖、労災補償課長 深田 一徳

賃金室長 平井 美敏、労働環境課長 廣瀬 真理

第28回「ゼロ災55」無災害運動

～労働局長による安全パトロールを実施～

鳥取労働局では、死亡災害が、例年、11月～12月に多発する傾向にあることから、11月7日から12月31日までの55日間、労働災害の防止と死亡災害の撲滅を目指して『「ゼロ災55」無災害運動』を展開しました。

この運動の一環として、11月7日（月）10時から鳥取市気高町常松～下坂本地内の「鳥取西道路河内川橋綱上部工事【施工業者 高田機工（株）（大阪市）】の建設現場において、鳥取労働局の内田敏之 局長をはじめとする局職員による安全パトロールを実施しました。



挨拶をする内田局長

安全パトロールでは、工事事務所において、冒頭、内田局長が「県内の建設業における労働災害は、増減を繰り返しながらも減少しているが、過去を振り返れば労働災害により数多くの方の尊い命が犠牲になっている。労働災害が減少傾向にあるという現状に満足せず、更なる安全現場を実現するという使命を忘れてはならない。皆様には、このパトロールを契機として労働災害は絶対に起こさないという決意を新たに、工事に臨んでいただきたい。」と挨拶の中で呼び掛けました。

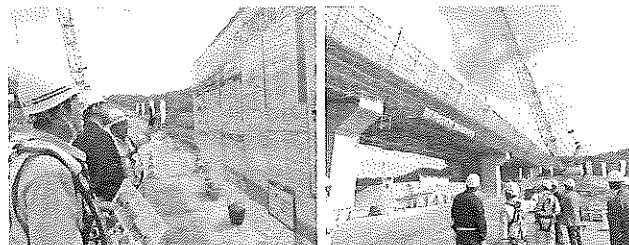
続いて、施工業者の高田機工（株）現場代理人 戎 昭一郎 氏から工事概要（鳥取西道路に橋長255mの橋（鋼製）を架ける工事の上部工事である等）や「工事現場では、高所作業者にハーネス型安全帯を使用させている。」ことなどの説明がありました。

また、工事現場で取り組んでいる『安全作業の「見える化」活動』の事例を写真にした資料に基づき、作業通路における作業員の転倒災害防止対策、大型移動式クレーンによる災害の防止対策などについての紹介がありました。

その後、工事現場を視察し、現場における安全・衛生対策の履行状況と『安全作業の「見える化」活動』の取り組み状況の確認を行いました。

視察後、工事事務所に戻って意見交換が行われ、鳥取労働局から現場代理人 戎 昭一郎 氏らに、「今後も、『安全作業の「見える化」活動』などの取り組みを継続し、労働災害ゼロを目指してほしい。」とお願いして、本安全パトロールを終了しました。

安全パトロールの様子



安全の「見える化」取り組み事例



特定（産業別）最低賃金が改正されました

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額	適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 7 6 4 円 (平成 28 年 12 月 22 日発効)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月末満の者であって技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者
鳥取県各種商品小売業最低賃金	時間額 7 1 8 円 (平成 28 年 12 月 17 日発効)	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

- ・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。
- ・「鳥取県最低賃金」は平成28年10月12日から時間額715円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室(TEL 0857-29-1705)
又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

鳥取県産業保健協議会が 開催されました

～「ストレスチェック制度」「治療と職業生活の
ガイドライン」について意見交換～

鳥取労働局、鳥取県医師会、鳥取産業保健総合支援センター、鳥取県労働基準協会、鳥取県など産業保健に関わる機関が集まり、平成28年11月10日(木)、鳥取県医師会館において鳥取県産業保健協議会が開催されました。



あいさつする魚谷鳥取県医師会長

会議の冒頭に、魚谷鳥取県医師会長から「過重労働やメンタルヘルス対策等産業医が果たす役割は年々増加している。加えて、近年では治療を受けながら就労を続ける労働者も増加している。社会の活力の基盤である労働者の健康管理は重要な課題である。」と挨拶があり、続いて内田鳥取労働局長から「鳥取労働局と鳥取産業保健総合支援センターは、鳥取県医師会と連携してメンタルヘルス対策を進めている。昨年スタートしたストレスチェック制度は、労働によってたまったストレスを労働者が気づくことを促す制度であるが、まだ課題が残っている。意見交換を通じて円滑な実施に向けた取組を進めたい。」と挨拶がありました。



あいさつする内田鳥取労働局長

続いて、鳥取労働局木村健康安全課長から「ストレスチェック制度の導入状況について」、黒沢鳥取大学教授から「職場におけるストレスチェック実施者としての産業医の関わり方」、森下鳥取産業保健総合支援センター副所長から「ストレスチェック実施者としての産業医からの相談等」について報告があった後、ストレスチェック制度の課題と対応について意見交換が行われました。

さらに、村上鳥取県がん・生活習慣病対策室長から「鳥取県のがん健診受検率向上に向けた取組について」、木村健康安全課長から「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」について、深田労災補償課長から「労災補償の現状等について」報告が行われました。

精神障害を理由とする労災請求が増加している現状や、「働き方改革」を進める上でも、メンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保は益々重要な課題となることから、関係者がさらに連携してその対策を進めていく必要があることを確認して協議会を終了しました。

社会福祉法人あすなる会が 「くるみん認定」を取得

平成28年11月11日に認定交付式を挙行

社会福祉法人あすなる会(本部:鳥取市)が、この度、鳥取労働局長より「次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。))に基づく「子育てサポート企業」に新たに認定され、次世代認定マーク(愛称:くるみん)(*)を取得され、11月11日に鳥取労働局においてくるみん認定交付式が行われました。県内における「くるみん認定」企業は19社(うち3社は2回認定)となりました。

同法人は、男性職員が育児休業を取得しやすくなる職場環境づくりをすすめ計画期間内に男性職員3名が育児休業を取得したこと、誕生月における年次有給休暇の取得を促進して年次有給休暇の取得促進を行ったこと、女性の育児休業の取得率が97.3%であったこと等、積極的に子育て支援対策に取り組んだことが評価され、認定を受けたものです。

皆様方の企業でも、人材確保の観点からも、是非、この取組を進めて「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を目指しましょう!

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室
(☎0857-29-1709)までお問い合わせください。



写真中央は、あすなる会 統括施設長 濱崎淳子 様

(*)「くるみん」は、「次世代法」に基づき策定した行動計画の実施、目標の達成など9つの認定基準を全て満たした企業が都道府県労働局長に申請することで認定を受けることができます。

この認定を受けると「くるみん」マークを名刺や自社商品等に表示することができ、「子育てサポート企業」として広くPRすることができます。

また、「次世代法」は平成27年4月に改正施行され、法律の有効期限が平成37年3月末まで伸びるとともに、「くるみん」認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業に対する新たな特例認定(プラチナくるみん認定)制度が創設されています。



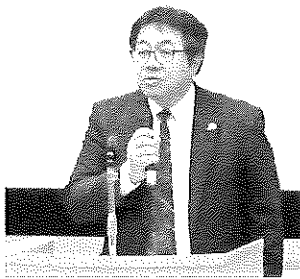
認定マーク



特例認定マーク

鳥取県林業安全大会を開催

鳥取労働局は、平成28年12月1日（木）、とりぎん文化会館第1会議室において、林業関係者の安全意識の向上を図り、林業従事者が安心して働くことができる環境を実現するため、鳥取県及び鳥取県林業災害防止連絡協議会と伴



に、鳥取県林業安全大会を開催しました。

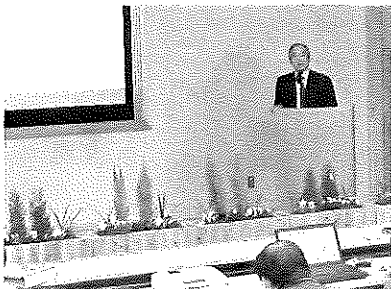
大会の冒頭に、内田労働局長が、「林業作業は、作業箇所が点在し、広範囲にわたることなど災害の発生要因が多く存在するので、林業現場で働く人達が安全対策を考



え、その取組を業界全体で取り入れて「安全文化」を創り上げて欲しい。」と挨拶を行い、続いて、平井鳥取県知事が、「鳥取県では、「とっとり森と緑の産業ビジョン」を作成し、素材生産量の大幅な増加を目標として掲げている。

今後、素材生産が増加していく中で、安全衛生に係る意識の向上や徹底した安全対策が必要である。」と挨拶しました。

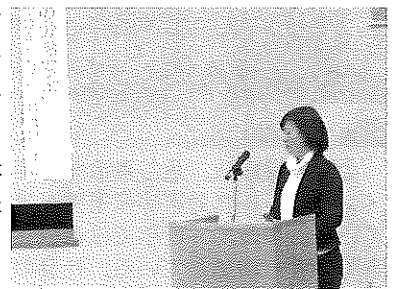
次に、鳥取労働局木村健康安全課長が、「林業労働災害の発生状況と安全作業への提案について」説明しました。木村課長は、林業作業では、不安全な行動に起因する災害が多いことから、不安全な行動を防止するために、①適切な服装、②声かけ、③指差し呼称、見える化に取り組み、「安全文化」を創り上げることを提案しました。



続いて、東部森林組合の塚本技能班長及び伊藤技能員から「事業体の取組状況」について発表がありました。伊藤技能員からは、東部森林組合の安全に関する取組状況

の発表がありました。塚本技能班長からは、世界伐木チャンピオンシップ日本大会に参加した体験について、同大会では、安全に係る評価点数が高く、伐木の技術には安全対策は不可欠であると発表がありました。

特別講演では、東京大学大学院農学生命科学研究科 飛田京子氏から、「これからの労働安全」と題した講演が行われました。講演の中で飛田氏は、「林業作業も機械化が進んでいるが、チェーンソー作業がなくなることはない。安全行動に対して自主性が求められる。これからの労働安全には楽しさが必要。」と述べました。

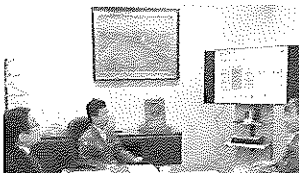


林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部から提供された記念品（林業用ヘルメット）の進呈が行われた後、鳥取県林業災害防止連絡協議会 前田八壽彦会長の閉会

の挨拶に続いて、参加者全員が安全対策の徹底について「ガンバロー」を唱和して大会を終わりました。

「三洋製紙株式会社」を 「年次有給休暇取得促進優良企業」として表彰

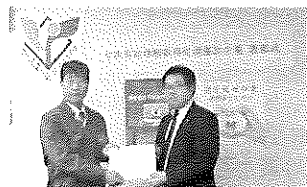
鳥取労働局長は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、11月8日（火）、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる、ベストプラクティス企業として、「三洋製紙株式会社」を訪問し、その取組を実地に視察しました。



三洋製紙株式会社が取組を説明している様子



視察の様子



表彰式の様子



三洋製紙株式会社と鳥取労働局一同

三洋製紙株式会社では、長時間労働の削減のほか、年次有給休暇の取得促進にも積極的に取り組まれていることから、鳥取労働局は、年次有給休暇取得促進優良企業として認め、表彰することとし、11月28日（月）に開催した表彰式において、同社常務取締役工場長 高橋亨仁氏に対して表彰状を授与しました。

東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 福田 智博

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

はじめに、昨年10月に発生した鳥取県中部地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

昨年の日本経済は、バブル崩壊後の長い調整期間を経て立ち上がり、着実に正常化の道を歩んだ1年であったと言えます。本年も緩やかな拡大を続けるものと期待されておりますが、より長い目でみた場合、少子高齢化や財政再建など、わが国が抱える中長期的課題にいかに対応するかが、ますます重要になるところであり、これらを解決していくためにも、マクロ経済運営の面では、物価安定のもとで持続的成長を実現していくことが肝要であります。

また、世界に目を向けますと、イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選挙でのトランプ氏の勝利など、大方の予想に反する結果となりました。こうした結果が世界経済へ少なからず影響を及ぼし、先行きの不透明感が強まっておりますが、日本をはじめ世界各国が協力し、経済の安定を目指していくことを期待したいと思います。

昨年は、関係行政機関をはじめ会員の皆様のご支援とご協力により、東部支部の各事業が概ね円滑に推進できたところであり、厚く御礼申し上げます。

本年も会員の皆様とともに、適正な労務管理や安全衛生管理の推進に役立つ事業を積極的に展開していくこととしておりますので、一層のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2017年 元旦

- ◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
- 支部長 竹中 由紀夫
- 副支部長 馬場 進、副支部長 福田 智博
- 事務局長 高塚 俊夫、主 事 藤井 涼子



新年のご挨拶

鳥取労働基準監督署

署 長 房 本 浩 志

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

旧年中は労働基準行政の推進に各別のご理解、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

労働基準監督署の最重要課題は労働災害の防止です。管内の休業災害発生は、過去最少を記録した平成26年から通増傾向にあります。最も避けるべき死亡災害は平成27年8月以降、1年以上にわたり発生していません。これは皆様方が継続して安全に取り組んでいただいた成果であると感謝申し上げます。

労働災害の防止とともに長時間労働による健康障害防止にも重点的に取り組んでいます。広告会社での過重うつによる自殺が労災認定されたことやその後の顛末が大きく報道されたことは記憶に新しいことですが、当署にも長時間労働についての相談が寄せられることは珍しいことではなく、同じような事案が起きることが懸念されます。体の安全とともに、心の健康＝メンタルヘルス対策にも更なる取り組みをいただくようお願いいたします。

昨年、県内では台風18号、鳥取県中部地震により大きな被害を受け、全国的にも熊本地震などの自然災害が発生しました。本年はそのような災害と無縁で、穏やかに過ごせる年になることを願っています。

最後になりますが、貴協会と会員事業場の益々のご発展、皆様のご多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成29年 元旦

- ◆鳥取労働基準監督署 署 長 房本 浩志
- 副 署 長 國政 達也、業務課長 近藤 敦美
- 第一方面主任 中島 章文、第二方面主任 田中 博行
- 第三方面主任 坂本 年紀、安全衛生課長 西川 祐輔
- 労災課長 三輪 哲也、ほか職員一同

忘れていませんか「思いやりの心」

安全パトロールは職場で盛んに活かされている災害防止手法の一つですが、いつも「粗さがし」ばかりに終結していませんか。

時には、「この職場はこんないい工夫をしているのか」とか、「いったい、今、この人はどのような気持ちで働いているのだろうか?」といった全く別の目線、つまり、「思いやり目線」でパトロールをやってみてはいかがでしょうか。不安全行動に深いかかわりのある人の心をつか

む上でも、仕事上の立場や不満、同僚との関係、家庭環境などからいろいろな感情を秘めつつ働いておられる人もあるはずです。相手の立場に立って職場環境を考える思いやり目線でのパトロールで見えないものも見えてくるはずです。

さて、「ほめる」「笑う」「感謝する」の頭文字をとって「ほんわか」運動と名づけて実践しておられる企業があります。厳しさの中にもこのほんわか運動にあやかって、「思いやりの心を効かしたパトロール」を一度実践してみてはいかがでしょうか。

職場の労働衛生管理推進に 鳥取産業保健総合支援センターを利用しましょう

職場の労働衛生管理は、

- I 基本的対策
 - II 職業性疾病予防対策
 - III 健康確保対策
 - IV 快適職場づくり対策
- の四つに分類されます。

Iの基本的対策としては、まずは①労働衛生管理体制の確立・整備(衛生管理者や安全衛生推進者の選任、衛生委員会の設置など)②作業環境管理(機械設備等の改善、作業環境の測定、評価及び改善など)③作業管理(作業時間の適正化、作業方法の改善、保護具の使用等)④健康管理(健康診断の実施、その結果に基づく事後措置など)⑤労働衛生教育(雇い入れ時、作業内容の変更時、危険有害業務の就業時等)⑥リスクアセスメント(危険有害性等の調査及びその結果に基づく措置など)があります。

次にIIの職業性疾病予防対策として、①化学物質による健康障害防止対策②粉じん障害防止対策③石綿による健康障害防止対策④物理的因子等による疾病・酸素欠乏症等の防止対策(電離放射線障害、酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策、高気圧障害・騒音障害・振動障害・腰痛症・VDT作業障害・熱中症の予防対策など)があります。

また、IIIの健康確保対策として、①働く人たちの健康の保持・増進(心身両面にわたる健康の保持・増進、職場におけるストレスチェック等のメンタルヘルス対策、職場における受動喫煙防止対策など)②過重労働による健康障害防止対策(面接指導等過重労働による健康障害防止のための対策の実施など)③治療と職業生活の両立支援があります。

最後に、IVの快適職場づくり対策(働きやすい快適な職場づくりは働く人たちの安全の確保とともに労働安全衛生法の大きな目的の一つ)ということになります。

このように、職場の労働衛生管理の幅は相当に広いことがお分かりいただけたと思います。これらの労働衛生管理を職場でスムーズに進めるために大いに役立つものとして推奨できるのが、“鳥取産業保健総合支援セン

ター”の存在です。

同センターでは、

- ① 窓口相談・実地相談の実施
- ② 研修・セミナーの開催
- ③ メンタルヘルス対策普及促進のための個別訪問支援、管理監督者向けの研修の実施
- ④ 各種情報の提供
- ⑤ 東部・中部・西部地域産業保健センターの設置

労働安全衛生法上、衛生管理者の選任義務のない労働者50人未満の事業場の労働衛生管理を支援するため、

- ・健康診断後の医師の意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導
- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談
- ・個別訪問による産業保健指導の指導

などの総合支援業務を無料で行なっています。

事業者にとっては当然のことながら、使用する労働者の方たちから毎日「良質な労働力の提供」を受けることが必須でしょうし、働く人たちも「一度しかない人生を健康でかつ長生きをしたい」という強い願望を抱きながら生きています。

充実した産業保健対策は、いまや企業戦略の一つともいわれる時代です。そこでまずは、鳥取産業保健総合支援センターのホームページにアクセスしてどのような情報があるのかを確認してみましょう。アクセスするには「鳥取産業保健総合支援センター」と打って検索するだけで簡単にホームページに到達できます。労働衛生管理担当者の方は、一度是非ともアクセスしてみましょう。

なお、鳥取産業保健総合支援センターの電話番号等は、次のとおり。

鳥取産業保健総合支援センター

鳥取市扇町115番1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F

電話0857-25-3431 FAX 0857-25-3432

職長等教育受講者を募集!!

東部支部では、来る1月26日(木)と27日(金)の2日間、労働安全衛生法第60条に基づく職長教育を開催します。製造業、建設業等の法で定める一定の業種では、

①新たに職長につくことになった者

に対しては、事業者が法定に基づく安全又は衛生のための教育が事業者が義務付けられています。(法定以外の業種にあっても職長教育を行なうことは望ましいことといえます。)

又、厚生労働省通達平成28年10月12日付け基発1012第1号により、「安全衛生教育等推進要項」が改正になり、

②定期(受講後概ね5年ごと)

③随時(機械設備等に大幅な変更があったとき)

に該当する場合には、再教育を実施するよう通達されたことや、当然のことながら時の経過とともに労働安全衛生法規が改正されたり、重点がおかれる安全衛生管理手法等も随時変遷を重ねており、現実の問題として、職場においてその時々マッチした実効のある安全衛生管理を推進するためには、当然のことながら一度受けている

職長等であっても、新しい情報を得るための再教育は避けられないところです。

職長の職務遂行能力が、職場の安全衛生管理の実効性に大きな影響を与えることは当然のことであり、再教育の観点から、前述の②③該当者の方々の受講を積極にご検討ください。

さらには、法定上当然のことなのですが、このところ、建設工事の元方事業者等が、労働安全衛生法第16条に基づく「安全衛生責任者」の選任状況を重点的に確認する傾向にあります。建設業にあつては、職長教育のカリキュラムに若干の補講を加えることで安全衛生責任者の法定カリキュラムが消化できることから、「職長教育」と建設業にかかる「安全衛生責任者教育」を兼ねて実施するものであります。

受講の申込等の詳細は、「鳥取県労働基準協会」のホームページにアクセスし、マップの中の「特別教育」欄から該当するページを開き、プリントアウトをしていただくか、又は直接、東部支部

電話0857-52-5060

まで、お問合せください。

「優良事業場見学会」で2社を見学

東部支部では、去る11月24日(木)に、産業安全・労働衛生・労務管理の三部会役員合同による優良事業場の見学会を開催しました。

当日は、まず、源吉兆庵鳥取工場に集合し、同社の会社概要等の説明を受けたあと、工場の生産工程を見学しました。鳥取工場は鳥取三洋電機(株)跡地に昨年から開設された鉄骨2階建ての工場(延べ床面積6364平方メートル)で、米菓や小袋入り和菓子などを製造。業種柄、エアカーテン、ブラシ、消毒液等を使用しての徹底した従業員等の出入管理の厳格さや、手際よく衛生的に生産される生産工程に目を見張られました。

ついで、同じく、鳥取三洋電機(株)跡地に進出された(株)ジャパンディスプレイ鳥取工場を見学しました。同工場は、いくつかの工場に分散していた車載用液晶ディ

スプレーの生産を集約する形で、鳥取市に進出された工場で、まず、ビデオ上映とスタッフによる口頭での会社概況や最先端をいく充実した安全衛生管理の取組状況等の説明を受けたあと、製品の展示室で同社の未来を見据えた製品の製造工程や用途等の説明を受けました。

この優良事業場の見学会は、今後も原則として毎年度計画をすることとしておりますが、部会役員に限らず、見学を希望される場合は役員以外の方でも参加を可とするとともに、見学事業場についてもなるべくご希望に沿う形で計画をしたいと考えております。



写真は、(株)源吉兆庵鳥取工場で説明を聴く参加者

西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東康文

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は西部支部の各種事業及び講習会等に積極的かつ多数のご参加を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

昨年は某大手広告会社の若い女性社員のかたが過労による仕事上の悩みから自ら命を絶つという痛ましい事件がありました。

物理的な労働災害のみならず、精神的なトラブルを抱え込むような事案が後を絶ちません。何としても労働環境を改善し働く人々とその家族を不幸にする労働災害の撲滅を目指すことが必要です。

このことを念頭に置きながら、本年も引き続き行政当局のご指導を仰ぎ、かつ手を携えて会員の皆様と共に協会運営を進めてまいり所存ですのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本年が会員の皆様にとりまして良き年となりますようお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2017年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東康文

副支部長 松谷 哲也、副支部長 河津 陽文

事務局長 金山 和雄、主事 武良 恵美



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署長 仲浜 弘昭

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新春をご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革が社会全体での取組みに広がりつつある中、過重労働の防止は企業にとって最優先の事項となりました。取引先との関係など難しい面はありますが、労働者の健康確保、人材の確保のためにも働き方改革の導入・実践による長時間労働の抑制にご理解をお願いします。

また、当署の最重点である労働災害の防止につきましては、「安全見える化」などにより労働災害は引き続きの減少傾向となりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

本年は酉年です。年の初めに企業のトップが働く人の健康と安全を最優先とすることを声高らかに宣言するのはいかがでしょうか。安全衛生活動のさらなる取組みを目指す機会にしたいものです。

新しい年が会員の皆様にとって飛躍の年となりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成29年 元旦

◆米子労働基準監督署 署長 仲浜 弘昭

監督課長 丹生 伸英、安全衛生課長 長谷川 匡男

労災課長 沖 啓史、ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動キックオフ講習会を開催しました

当支部は米子労働基準監督署と共同により、鳥取県内で毎年年末に展開している『「ゼロ災」55 無災害運動』(今年の運動期間:平成28年11月7日(月)~同年12月31日(土)の55日間)の初日に「ゼロ災55」無災害運動

キックオフ講習会を米子食品会館において開催しました。



河野勲人労働基準部長

冒頭、鳥取労働局河野勲人労働基準部長、米子労働基準監督署仲浜弘昭署長、当支部永東康文支部長からの挨拶に続き、第1部の事業場による事例発表、第2部の中央労働災害

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)



仲浜弘昭署長

防止協会中国四国サービスセンター
所長による講演が行われました。

第1部の事例発表では、鳥取県西部
地区に所在する、製造業、建設業、
サービス業から各1社に各社の取組
み事例を発表いただきました。

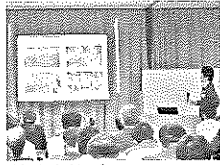
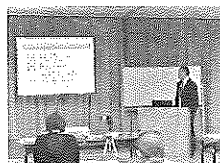
製造業における安全衛生活動につ
いては、株式会社ゴール米子工場岡
田知貴工場長に発表いただきました。
安全衛生管理活動は、特別に難
しいことをしよ

うとするのでは

なく、無理せず基本的な取り組みを
継続的に行っていくのが重要である
こと、継続的に行うためには実施事
項と実施時期を予め決めておくこと
と取り組みやすいことを社内で行き
まわっている事例を交えながら発表さ
れました。

建設業における安全衛生管理活動
については、株式会社平井組野坂修
司技術管理部長に発表いただきました。
会社で実際に施工した現場にお
ける、作業員が高所で安全に作業す
るための足場や安全に通行するた
めの通路や昇降設備の設置方法、安全
標識や熱中症対策、過積載防止の表示などの「見える化」
対策、検知器の設置による作業員と重機の衝突事故防止
対策などの安全衛生対策の詳細な具
体例を挙げて説明いただきました。

サービス業からは、介護施設を運
営する社会福祉法人いずみの苑の野
島充子施設長に日ごろから施設内で
取り組まれている腰痛対策について

株式会社ゴール
岡田工場長の発表の様子株式会社平井組
野坂部長の発表の様子社会福祉法人いずみの苑
野島施設長の発表の様子

発表いただきました。介護職員に対して、腰痛の健康診
断を年に2回実施していることや、腰痛の発生メカニ
ズムや腰痛体操、腰に負担のかからない介護技術の研修を
行っていること、利用者の入浴作業を行うに当たって腰
に負担のかからない昇降式介護浴槽やリフト浴の導入に
ついて実際に体操をしている様子や介護作業の様子を交
えて発表いただきました。

いずれの発表も実際に事業を行う中で取り組まれてい
るものが紹介されており、また業種にとらわれない安全
衛生対策が紹介されていたので非常に参考となる発
表でした。



中災防山岡所長の講演の様子

第2部は、「安全衛生を科学する」
と題して、中央労働災害防止協会
中国四国安全サービスセンター山
岡和寿所長から講演いただきました。
労働災害を防ぐにはヒューマン
エラーを防ぐことが不可欠であ
ることについて、そのヒューマン
エラーの起きる原因とその防止対策をわかりやすい言葉
と身近な事例で紹介されました。また、日常生活の中
にも見方を変えると安全確保の参考となるものがある
ことについて、日常使いなれた施設の案内表示やエレ
ベーターのボタンなど身近な例を
挙げて紹介されていました。

今回の講習会は、総勢120名を超
える方が受講され、受講者の方はみ
な熱心に講演内容を聞いておられま
した。会場で行った受講者に対するアンケート結果にお
いても講習内容が有用であったと概ね高い評価をいた
だくことができました。

今後も各事業場における安全衛生活動の一助となるよ
うな有意義な講習会等の行事を企画し、鳥取県西部地区
における労働安全衛生の向上に寄与すべく努めてまいり
ます。



中部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井 木 久 博

新年明けまして、おめでとうございます。平成29年の
新春をご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月21日に発生しました鳥取中部地震にお
きまして一市三町を中心に大きな被害を被りました。そ
の復旧もままならぬままの越年となり被災された皆様に
あらためてお見舞い申し上げます。日頃からの危機管理、
非常訓練等も叫ばれていますが、自然災害はどうし
ようもなく、現実には遭遇しますとその大切さを改めて痛感す
るところであります。死亡者がなかったことは不幸中の
幸いでありました。

改めて国内外の情勢を考えますと、嘗て経験したこと
のない正しく激動の様相を呈しているように思われます。
イギリスのEUからの離脱、アメリカのトランプ次期大
統領の選挙結果、ヨーロッパの不安定な政治情勢、韓国
の朴大統領問題等々、これらは大きく日本に影響を与え
ることは確実であります。日本の長期安倍政権も、労働

問題、経済問題、外交問題、いずれも不透明でこれから
どうなるのか予測もつきません。

今我が国の労働情勢につきましても、労働災害は皆様
のご努力により小康状態にあります。少子高齢化が一段
と進み環境が一変、業種を問わず人手不足が本当に深刻
な状態になって参りました。労働災害もこれまで無かつ
たような転倒による高齢者の事故の多発、事故防止対策
が急がれるところであります。又近時特に長時間労働に
よる過労死、うつ病等社会問題にもなり働き方改革が叫
ばれています。人手不足とあいまって外国人労働者の問
題も地方にもいよいよ業種を問わず、受け入れ態勢が求
められるようになってまいりました。このような環境に
あって賃金を含めて労働福祉の一層の改善が求められる
ところ。今や国を挙げて地方創生や一億総活躍社会が叫
ばれて色々な政策が練られていますが、人口減少は止
めることはできず地方経済の衰退が危惧される所です。
国の一刻も早い一極集中の是正を求めねばなりません。
いずれにしても問題山積の世相ですが、今年が希望がも
てる年となりますようにお祈りして、新年のご挨拶と致
します。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2017年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 井 木 久 博

副支部長 尾 原 守 行、副支部長 泉 谷 雅 人

事務局長 谷 口 茂、主 事 谷 川 妙 香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署 長 山 田 正 道

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、平成29年の新春を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は当署における行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年前半は、景気もある程度落ち着き、管内の経済状況も穏やかに経過するかと思えた中、10月21日に鳥取県中部地震が発生しました。企業におかれては事業運営や生産計画の見直し、労働者にとってはこれまでと同様に仕事ができるかなど、急な業務処理、不安のうちに過ごされた方も多かったと思います。被災された会員の皆様には、紙面をお借りし、お見舞い申し上げます。

ただ幸いなことに、地震による死者はひとりもなく、多くの企業の皆様が、いち早く復興へ向け事業活動を再開されたことは喜ばしい限りです。

本年は、復興に向けて、工事関係を中心として、様々

な活動を予定されている企業も多いのではないかと思います。その中には、臨時にこれまで経験のない業務を行うこともあるかもしれません。しかしながら、どのような状況下においても、労働者の安全と健康は守られなければなりません。復興だからといって、長時間の残業が頻繁に行われたり、講ずべき安全衛生対策を省略して作業させていいわけではありません。労働者が健康を損ねたり、怪我をした上での復興であってはならないと思います。

復興はこれから。今年は酉年です。これまで皆様と取り組んできました過重労働の解消、労働災害防止対策とともに、復興での様々な経験をプラスにして、大きく羽ばたける年になればと思っております。本年もご支援、ご協力をお願いいたします。

新しい年が、会員の皆様方にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

平成29年 元旦

◆倉吉労働基準監督署 署 長 山田 正道

監督・安衛課長 井上 晃、労災課長 中塚 隆

ほか職員一同

長時間労働をなくしましょう

昨年10月、大手広告代理店に入社して1年目だった女性社員が、過重労働に耐えかねて自ら命を絶っていたという本当に痛ましい出来事があったことが判明し、連日のようにテレビや新聞で報道されました。

残念なことにお亡くなりになられた女性は、月100時間を超える残業や休日労働を強いられ、上司からもパワハラを受けていたとのことでした。

このようなことは、都市部の大企業で起こっているだけで、自分には関係ないと思われた方もおられるかもしれませんが、実はそうではありません。

事実、長時間労働やパワハラ（いじめ・嫌がらせ）に関する相談は、倉吉労働基準監督署にも頻繁に寄せられており、今や日本特有の社会問題の一つとして定着した感があります。

このうち、長時間（過重）労働については、現在全国の労働基準監督署が撲滅のために最も力を入れている項目の一つであり、倉吉労働基準監督署におきましても例外ではありません。

労働時間が長くなればなるほど、人間の脳や心臓に疾患をもたらす可能性が高くなることは、医学的にも証明されています。

脳疾患の代表的なものとしては、脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞など、心臓疾患の代表的なものとしては、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）などがあり、どれも労働者の生命に関わる重大な疾患です。

このように、労働者に長時間（過重）労働を行わせることは、雇い主側にとっても非常に高いリスクを負う行為であり、もしも労働者の方が上記のような疾病を長時間労働により患われたり、精神的な病気（うつ病など）になられた場合には、高額な慰謝料（治療費等は労災保険から支給されますが、慰謝料は支払われません。）を支

払わなければならない場合もあります。

また、長時間（過重）労働により疲れた心身状態では、本来の能力を発揮することも難しく、逆に仕事の能率は下がる場合もあると思われます。

少々、脱線いたしますが、私達人間は、生きていく糧である賃金（あるいは報酬等）を得るために様々な仕事をしているのであり、その仕事の原因で病気になったり、最悪の場合亡くなったりしてしまうのは本末転倒で、絶対にそのような事態を招いてはなりません。

昔から「日本人は勤勉な国民性だ。」と諸外国から言われてきました。

「勤勉」という言葉が、例えば時間も家庭も関係なく、生産性のみを追求して、馬車馬のようにがむしゃらに働くことを指すのであれば、今では決して褒め言葉だとは言いきれない時代になってきています。

今の平成の時代にそのような働き方をすると、必ず雇い主側の方にしっぺ返しが来る時代になったのです。

冒頭で紹介した大手広告代理店で勤務していた女性は、母子家庭で育ち、自分を一生懸命育ててくれた母親を楽にしようと勉学に励み、東京大学に進学され、同広告代理店への就職を決められたと聞いています。

母親の無念さは計り知れません。

この母親が言った言葉が、しばらく私の脳裏から離れませんでした。

「命より大事な仕事はない……」

※長時間労働者の面接指導（労働安全衛生法第66条の8）

平成17年の法改正により、一定の長時間労働者については、時間外・休日労働時間数等に応じて、医師による面接指導を実施する義務、あるいは努力義務が課せられています。

（次頁につづく）

(前頁のにつぎ)

労働者の時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた場合であって、その労働者から申出があった場合には、医師による面接指導を実施しなければなりません。これは最低限度の義務であるため、使用者としては、労働者からの申出の有無にかかわらず面接指導を実施する

・時間外・休日労働時間が1月当たり100時間未満であっても、面接指導の対象とする
といった措置が求められます。

また、厚生労働省では、労働者自身またはその家族が本人の疲労の蓄積度合いを簡便に診断できるチェックリストを作成していますので、ぜひご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

労務管理研修会のご案内

中部支部では、下記により労務管理研修会の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①日時 平成29年2月10日(金) 13:30～
- ②場所 倉吉交流プラザ(倉吉市駄経寺町187-1)
- ③研修内容

「改正育児・介護休業法、労働契約法の無期転換ルール等の実務における留意点」(鳥取労働局)
「非正規労働者(パート・有期契約等)の労務管理上の留意点」(社会保険労務士)

【申込み・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(Tel 0858-22-9054)

衛生管理者等研修会を開催

9月30日(金)に倉吉交流プラザにおいて、衛生管理者等研修会を開催しました。

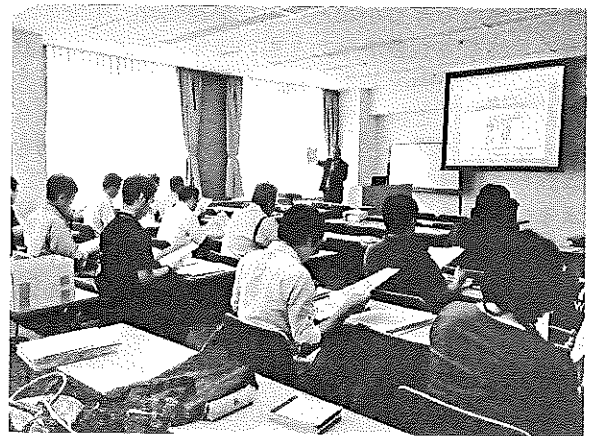
鳥取大学医学部社会医学講座の金城講師から

- ①作業環境の変化に対応した衛生管理の重要性
- ②快適な作業環境は、生産性の向上に資すること
- ③ヒヤリ・ハット事例が発生した時の情報共有
- ④労働安全衛生教育の重要性

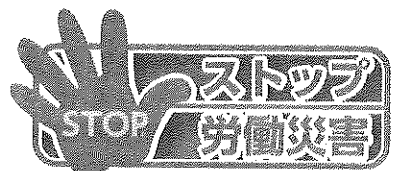
次いで、倉吉労働基準監督署の山田監督官から

- ①ストレスチェックの実施方法・集団分析及び分析結果に基づく職場改善等
- ②化学物質リスクアセスメントの実施

等について、具体的事例に基づき説明がありました。



2016年12月1日 ▶ 2017年4月30日



安全衛生教育促進運動

平成
28年度

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・
特別教育などが義務づけられています。

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、第12次労働災害防止計画や、このほど改正された国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱:中央労働災害防止協会 後援:厚生労働省